

国際教養大学公的研究費に係る間接経費の執行に関する細則

平成27年10月16日
理事長決定
細則第27号

(目的)

第1条 この細則は、「国際教養大学公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程」(以下「規程」という。)第9条に基づき、国際教養大学(以下「本学」という。)が公的研究費に係る間接経費を計画性、透明性、戦略性をもって適正に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 間接経費の執行に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 間接経費の使用に当たっては、理事長の責任の下、規程及びこの細則に則って計画的かつ適正に執行する。
- (2) 間接経費は、公的研究費獲得のための体制作りや研究機関全体の機能向上を図るために使用することを基本方針とする。
- (3) 配分された間接経費の用途については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」)に準ずるものとする。
- (4) 当該年度の3月31日までに全額を執行するものとする。繰り越しは認めない。
- (5) 間接経費は、複数の競争的研究資金を獲得した場合には資金元の制約がない限りまとめて使用することができる。
- (6) 間接経費に直接経費を合算して使用することはできない。
- (7) 間接経費の支出基準は、本学の事務決裁基準による。
- (8) 間接経費の執行に関する事務業務は、研究・地域連携支援課が行う。

(配分対象)

第3条 配分の対象は、次に掲げる経費とする。

- (1) 管理部門に係る経費
- (2) 研究部門に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要であると認める経費。ただし、直接経費として充当すべきものを除く。

(配分目的)

第4条 配分の目的は、次のとおりとする。

(1) 管理に係る施設・設備の整備、維持又は運営のための経費、管理事務の必要経費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等への使用。

(2) 研究のために共通的に使用される物品等に係る経費、研究活動の推進に係る必要経費、特許関連経費、研究棟その他の研究関連施設の整備、維持又は運営経費等へ使用。

(報告書の提出)

第5条 前条各号に規定する経費については、配分元が定める期日までに実績報告書を提出する。

附 則

この細則は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。